

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年11月13日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区ベビーシッター利用支援事業に係る業務委託

(2) 業務内容

ベビーシッター利用支援事業実施に伴う以下の業務。

①コールセンター業務

ベビーシッター事業の概要、安全確保策の案内、利用料の補助申請に関する問い合わせ、苦情対応、利用にあたっての注意喚起、シッティング後の子の様子やシッティング内容で気になったこと等の相談対応を行う。

②補助金（ベビーシッターの利用料、児童の見守りを目的とした機器の購入等に係る費用）受付・審査業務

補助金交付申請者から申請書類を受け付け、区が作成した基準に基づき審査を行い、審査データ（申請者情報や利用実績・購入金額等を入力）を作成する。

③審査データ納品業務

補助金交付申請者の提出書類及び作成した審査データについて、セキュリティ上安全かつ確実な方法で、区に納品する。

④支払データ作成・納品業務

区の審査が完了した審査データについて、支払データ（支払者情報や支払金額等を入力）を作成し、区に納品する。

⑤交付決定通知等作成・通知業務

区が送付する交付決定データに基づき、交付決定通知等を作成の上、封入封緘し、補助金交付申請者に送付する。

(3) 履行期間

①準備期間

令和8年1月5日～令和8年3月31日

②事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※履行実績が良好であること及び各年度において本契約に係る予算の配当があることを条件に、令和9年度から令和10年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごとに締結するものとする。

※契約期間中であっても、東京都の制度変更により委託内容を変更する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (7) 令和7年11月13日現在、他の自治体において、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関する業務を受託した実績があること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。
- (9) 「世田谷区ベビーシッター利用支援事業に係る業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。委員は以下のとおり。
 - 委員長 世田谷区 子ども・若者部長 松本 幸夫
 - 委員 世田谷区 子ども・若者部 保育課長 北川 俊彦
 - 委員 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課長 渡邊 政基

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業実施方針
- (2) コールセンターの運営体制
- (3) 補助金の受付・審査体制
- (4) 業務の実施体制（管理体制・人員体制・職員への研修計画）
- (5) 業務スケジュール・業務フロー
- (6) 業務に要する見積り金額の妥当性
- (7) その他追加提案に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課 川窪

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電 話：03-5432-2572

FAX：03-5432-3018

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和7年11月13日（木）～11月25日（火）

場所及び方法：上記（1）での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。11月25日（火）は正午まで。）

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

期 限：令和7年11月25日（火）正午

提出先：上記（1）に同じ

方 法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

(4) 提案書等の提出期限、提出先及び方法

期 限：令和7年12月17日（水）正午

提出先：上記（1）に同じ

方 法：電子メールで電子データを提出

6 その他

(1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。その上で、詳細な仕様や契約金額等について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

(2) 契約保証金は免除とする。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

(5) 本プロポーザルに関して作成した書類等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、提案者が作成した書類の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(8) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

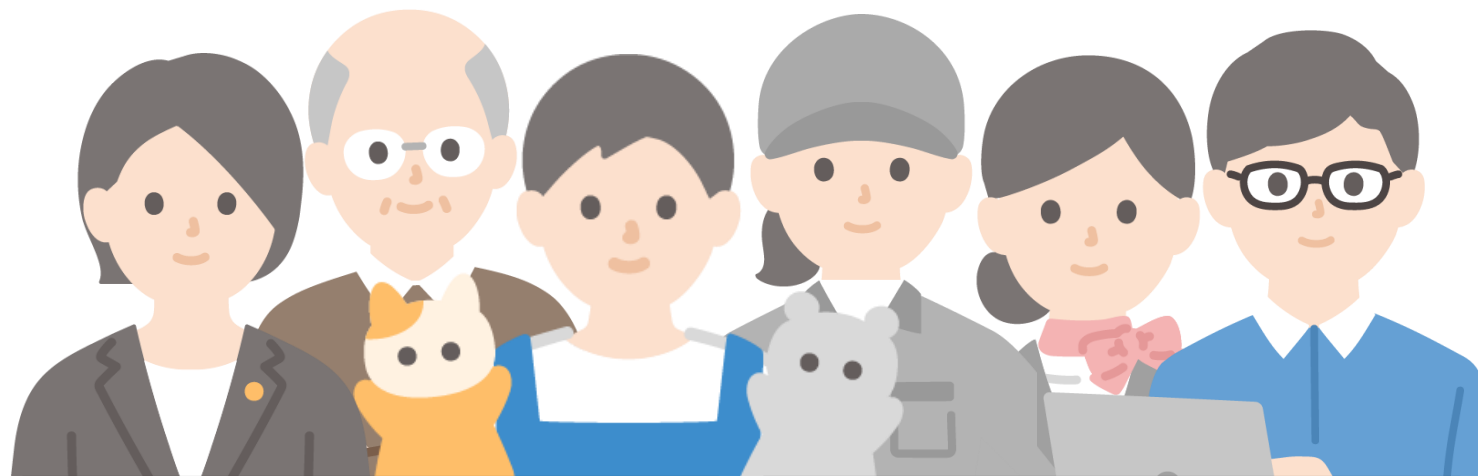
(9) 提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

- (10) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 提案書の提出後に「2 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (14) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には

【別紙】

「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は つ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水土	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。